

(案)

船員に関する特定最低賃金（漁業（遠洋まぐろ）最低賃金及び漁業（大型いか釣り）最低賃金）の改正について

漁業（遠洋まぐろ）最低賃金及び漁業（大型いか釣り）最低賃金の改正について、それぞれ下記のとおり結論とする。

記

1. 漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成14年国土交通省最低賃金公示第2号）については、適用する船員に係る最低賃金額「192,500円」を「192,700円」に改定することが適当である。
2. 漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第3号）については、適用する使用者に係る動力漁船「総トン数185トン以上」を「総トン数200トン以上」に、使用する船員に係る最低賃金額「196,700円」を「196,800円」にそれぞれ改定することが適当である。